

事務連絡  
令和3年12月10日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

令和3年8月31日付け保医発0831第2号における「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和3年8月31日付け保医発0831第2号)の別添1の一部訂正について

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について」(令和3年8月31日保医発00831第2号)の別添1の  
一部訂正について

3 別添1の第2章第10部第1節第8款K594を次に改める。

(1) (略)

(2) 「4」の「イ」開胸手術によるもの又は~~(5)に掲げる左心耳閉鎖術を胸腔鏡下~~に実施したものは、区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、「~~K554-2~~」、「K555」、「~~K555-3~~」、「K557」から「K557-3」まで、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術(弁置換術については機械弁によるものを除く。)と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。

(3) (略)

(4) (略)

(5) ~~左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施したものは、「K554-2」又は「K555-3」に掲げる手術(弁置換術については機械弁によるものを除く。)と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。~~なお、左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施した場合は、本区分の「4」の「イ」開胸手術によるものの所定点数を準用して算定することとし、当該手術と「K554-2」又は「K555-3」に掲げる手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を算定する。